

京都市訓令甲第 36 号

教育委員会事務局

学 校

幼 稚 園

教 育 機 関

京都市教育長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

京都市長 門川大作

第5条中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項を第14項とし、
第12項の次に次の1項を加える。

13 教育相談総合センター・カウンセリングセンターにあっては、カウンセリングセンター長に事故があるときは、主管事務につき、担当課長補佐又は担当係長がその専決事項を代決することができる。ただし、担当課長が置かれている場合は、主管事務につき、担当課長がその専決事項を代決することができる。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)